

「情報公開文書」

医学部 HP 掲載用

受付番号： 2017-1-380

課題名： 脾癌組織における上皮細胞及び間葉系細胞のマーカー分子の定量

1. 研究の対象

2006年5月～2013年9月に当院で脾臓癌の手術を受けられた方

2. 研究目的・方法・研究期間

申請者らはこれまでに dCK タンパク質発現量が脾癌における Gemcitabine 感受性に大きく寄与することを見出し報告してきた(Ohmine K, Kawaguchi K, et al. Pharm Res, 2012)。しかし、ヒト脾癌組織は上皮系細胞と間葉系細胞が混在しており、dCK は主に上皮系細胞に発現していると考えられているため、ヒト脾癌組織における真の Gemcitaibne 感受性を評価するためにはこれらの存在比を含めた検討が必要である。本研究の目的は、過去当科で脾癌に対し手術を施行した手術標本を用い、上皮系細胞マーカー、間葉系細胞マーカー及び薬物動態関連タンパク質群、細胞機能を評価するためのタンパク質群の発現量を解析し、真の Gemcitabine 感受性を評価することである。更に、Gemcitabine の投与履歴や生存期間といった臨床情報と照合し、予後との関連を検討することを目的とする。研究期間は 2015 年 7 月（倫理委員会承認後）～2020 年 7 月とする。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：病歴、治療歴、カルテ番号 等

試料：手術で摘出した組織、病理材料 等

4. 外部への試料・情報の提供

該当なし

5. 研究組織

東北大学大学院医学系研究科 消化器外科学分野

東北大学病院 肝胆脾外科

東北大学大学院薬学系研究科 薬物送達学分野

研究代表者：海野倫明（東北大学大学院医学系研究科 消化器外科学分野教授）

研究分担者：大塚英郎（東北大学病院 肝胆膵外科助教）
寺崎哲也（東北大学大学院薬学系研究科 薬物送達学分野教授）
立川正憲（東北大学大学院薬学系研究科 薬物送達学分野准教授）

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、
研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。
また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの
代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先まで
お申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学病院 肝胆膵外科 大塚英郎
ohtsuka@surg1.med.tohoku.ac.jp
022-717-7205

研究責任者：

海野倫明（東北大学大学院医学系研究科 消化器外科学分野教授）

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

- ＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞
- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合